



環境審議会答申第73号
平成19年 4月17日

兵庫県知事 井戸敏三様

兵庫県環境審議会会長 天野明



風力発電施設に係る騒音規制のあり方について (答申)

平成19年2月1日付け諮問第135号で諮問のありました標記のことについて、別紙のとおり答申します。

(別紙)

風力発電施設に係る騒音規制のあり方について

風力発電は、自然エネルギーを利用して発電するクリーンなエネルギーとして、地球温暖化防止に資するものであり、兵庫県においても、近年その設置が促進されているところである。

一方、風力発電施設から発生する騒音に対しては、近隣住民による苦情が一部の地域で発生している。

しかし、現在、風力発電施設は、「騒音規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例」の対象施設となっておらず、また、風力発電施設は設置後の防音対策が難しく、苦情が発生した場合、その対応が困難な状況にある。

そのため、下記のとおり、風力発電施設を「環境の保全と創造に関する条例」の届出対象とし、工事着手前の的確な指導が実施できることが必要である。

記

1 規制内容について

風力発電施設を「環境の保全と創造に関する条例」の「特定施設」に追加して、敷地境界において、現行の規制基準を適用し規制することが適切である。

ただし、風力発電施設は防音壁等の対策が困難であり、かつ大きな敷地面積を必要としない施設であることから、風力発電施設の設置に伴う騒音により、その周辺的生活環境が損なわれるおそれがないと認められる場合、現行の規制基準によらないことが適切である。

なお、周辺的生活環境が損なわれているか否かは、周辺的生活環境の実態、将来の土地利用の動向、環境基準の達成状況、暗騒音の状況等により判断することとし、その判断基準については、指針等で定めることが望ましい。

2 規制対象について

「電気事業法」では、出力20kW以上の風力発電施設を事業用電気工作物、未満のものを一般用電気工作物としており、出力20kW未満の風力発電施設は事業目的で設置されることは考えられないため、規制の対象外とするのが望ましい。

なお、「環境の保全と創造に関する条例」の特定施設は、施設毎の能力で対象規模を定めているため、風力発電施設においても合計出力ではなく、風力発電施設1基毎の定格出力で規模を定める。